

何人の首長さんと面談されたのか、お尋ねをいたします。

○田中政府特別補佐人 就任以来、原子力発電所立地地域へは、福島県に七回、島根県に一回、鹿児島県に一回足を運び、原子力発電所の視察、立地地域の首長との面会などを行つております。

福島県を重点的に回っておりますのは、E事業の後、やはり福島第一の廃止措置についての不安というものが帰還の大きな妨げになつてゐるといふこともありますし、ほかの地域の原子力発電所

の審査においても、そういうことを十分に頭に

これは機関の長として、田中委員長の御見解はいかがなものでございましょうか。

○田中政府特別補佐人 御指摘のように、私としても、規制機関のあり方として、組織内外との十分なコミュニケーションを図るなど、重要なことであると考えております。立地地域はもちろんのこと、特に一F事故の後は、国民全体についての信頼をいかに回復するかということを極めて重要な我々のミッションであるというふうに思つて進めております。

ミッショントにおいて、規制委員会の方には十三三ほど勧告を受けられています。このうち一番目の勧告には、「原子力規制委員会は、現在の組織体制の有効性を評価し、適切な横断的プロセスを実施し、年度業務計画の立案に際して利害関係者からの情報収集を強化し、さらに、自らの実績と資源利用を測るツールを開発すべきである」とされております。

これは、私なりに解釈するに、委員会及び規制府の組織体制を効果的かつ効率的か検討すること非常に有意義なものであり、利害関係者からの規制

の検査制度を一応とりあえずひな形にしようといふことで、今、五名、先遣隊を一年ほど派遣して勉強させていただくというようなことをしております。

ただ、私自身の少し個人的なことを申し上げれば、フランスはI.R.S.Nとか、アメリカの場合にはいろいろな国立の原子力研究開発機関がたくさんありますけれども、我が国は極めてそういう点で貧弱であります。ほとんどないに等しいような状況にあります。J.N.E.Sを統合しましたけれども、長ハ日で見れば、もう少しきらつとこ、弘

置いて、地域の状況を踏まえながら進めなければいけないという思いで行つております。

審査案件が今ありますて、緊急時の即応体制とか、こういったことから、規制委員会の責任者としていろいろな業務を抱えておりますし、国会開催を中心としたなかな自由に出歩くということもできませんので、こういったことを踏まえて、できる限りの

どもをサポートしていただけるようないわゆるSOというような組織も整備していただきたいと思つております。

なお、ステークホルダーとのコミュニケーションについて開言適当あります。

コミュニケーションがなされたかということは、あえて疑問として呈しておきたいと思うんです。つまりは、もっと実情を見て意見に耳を傾ける、まさこ舌動原則にあるとおりでござります。

努力はしているところだと思います。

R S N と合わせ二千八十九名という、委員会メンバーを支える十分な体制ができております。日本の規制委員会を支えるスタッフの充実についても鋭意図られているということは承知しておりますが、この効果を踏まえ、この一層の改善につ

これまで、ほんと二回です。これにつきましては、これまで、ほんと二回です。けれども、二回りしましたけれども、各電力事業者のトップと直接私ども委員会が意見交換をする場を設けておりまして、二回りになりましたて大分直ちに意見交換をするところになりました。

ここで、私の地元青森県、東北電力東通原発がござりますが、そこが立地している東通村の村長、越善靖夫村長さん、去る十一月一日に東京都内で開催された大会でこう発言されているんで

いは次長等と手分けしながら対応させていただいている。

りますが、この勧告を踏まえ、より一層の改善を図るという点において、アメリカやフランス、あるいはイギリスの組織体制、全体の組織体制のありようも踏まえて改善を図っていく必要があるのかと思います。どのような受け止めをされている

率直な意見交換ができるようになりました。こういったものを続けながら、少しコミュニケーションを図っていきたいと思います。

特に、いつも私の方から申し上げているんですが、何か御要望がござりますかと言つて、今のと

体の財政、地方経済は疲弊している、見通しがつかない中で、原子力政策に協力してきた立地地域をないがしろにしてもらつては困る。これは、私は全く同意見であります。

たことについてもきちんと耳を傾けながら、究極的には、やはり国民とか地元の信頼が得られるような、科学的、技術的觀点からきちんとした規制行政を進めるということが最も大事なことだといふことを認識しております。

○田中政府特別補佐人 I R R S の勧告について
は、真摯に受けとめております。
それで、私ども、勧告されるまでもなく、私ど
もの組織がまだ不十分である、いろいろな意味で

ころは特段のことはないという御意見をいただいておりますが、私どもとしても、そうはいいつつも、やはりお互いに情報共有に努めながら、いわゆる審査あるいは検査についても、そういうた内容の共有化、コミュニケーションを図りたいと念じてお

からむつ小川原開発、そして原子力施設の立地と、いわば国策に三度、地元はその都度理解を示してきたという歴史がござります。そういう中で、現状というものが地域経済に大きな影響をもたらしている、そういう思いを込められた越善村長の発言である、そのように思うわけであります。

○津島委員 改めて申し上げたいのは、立地地域との信頼関係醸成、そしてコミュニケーションを図るということが、この規制委員会のいわば権威感を高める、そして下した判断というものに重みをもたらす、そういう趣旨で申し上げているということをあえてここで申し上げておきます。

次の質問に移ります。IAEAのIRRSMミツショーンの内容についてお尋ねをいたします。

特に、I.R.R.S.の評価の中で、今後は、審査の後の、原子力発電所が動くと検査というものが重要なになります、そういう点において十分な強化を図るべきだということで、それにについては私どももそのとおりだと思って、今その強化については、法改正も含めて先生方にお願いする予定であります。

そこで、改めて、規制機関が目指すべきは立地地域との信頼関係の醸成ではないかということ、

ションの内容についてお尋ねをいたします。
本年一月、IAEAによつて行われたIRRS

それで、検査の方の充実ということで、NRCあります。

○荻野政府参考人 若干補足をさせていただきま
す。

ただいま、I.R.R.Sの勧告四でございまして、利害関係者の情報収集等により、年度業務計画の立案に際してもそういうものを活用せよということです。

来年度の年度業務計画の策定に当たりましては、事業者、あるいは民間規格の策定に当たる学

協会と言われる団体がございますけれども、そういったところからヒアリング等を行いまして、この勧告の趣旨に沿った効率的な業務運営に努めてまいりたいと思います。

○津島委員 ありがとうございます。

先ほど委員長からの答弁にございました事業者さんから特段の要望はないということは、私もいろいろ調べたところ、審査に当たって解釈にそごが生じないように、いわば事前のすり合わせといふか、そういうことを引き続き丁寧にやつてほしい、そういう意味で、それ以上特段の要望はない、そういう趣旨だというふうに思つております。

ちょっとスピードアップしていきたいと思います。

四番目です。同じく、ミッショントリニティ、勧告の十一です。

本年の五月二十日、参議院の東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会において、公明党の新妻議員がこの内容について質疑を行いました。同議員は、規制基準等の見直しのプロセスに関する文書及び規制基準等の見直し計画をどのようなスケジュールで進めるのかという問い合わせに対し、答弁されていたのが大村政府参考人ですが、「今年度中の早い段階で作成をする」との答弁がございました。

この規制については、対象のリスクの程度に合わせた柔軟な規制、グレーデッドアプローチが必要だという指摘もされておりますが、この点も含めて、ミッショントリニティ、勧告十一に対して現状どのように対応をされているかという点をお尋ねします。

○大村政府参考人 お答え申し上げます。

原子力規制委員会としましては、規制基準等の見直しの検討を継続的に行っていくということは非常に重要な課題であると認識をしてございます。

今回のIAEAの勧告を踏まえまして、去る十

月二十二日、規制基準等の見直しに係る課題と対応ということで方針を定めたところでございました。その中におきましては、最新知見を規制に反映するためのプロセスいたしまして、安全研究の実施等による最新知見、IAEA等の国際的な知見、それから新規制基準の適合性審査の実績等、こういった情報を収集、整理をして、担当部署でスクリーニングをきつちりと行つた上で、原子力規制府の技術情報検討会、それから原子炉安全専門審査会等で対応方針等を検討いたします。その上で、原子力規制委員会で審議を行いまして、随時に規制基準等への反映を実施していくという方針でございます。

また、こうした随時の見直しの対象とならなかつた知見等につきましても、原則五年程度の期間ごとに、見直しの課題と要否、見直す場合の要点を整理して見直し計画を策定していく、こういふ方針で臨んでいく所存でございます。

本年の五月二十日、参議院の東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会において、公明党の新妻議員がこの内容について質疑を行いました。同議員は、規制基準等の見直しのプロセスに関する規制基準等の見直しを検討する際には、原子力施設の特徴、リスクの程度等に応じまして安全要件、対策等を適用するグレーデッドアプローチ、先ほど御指摘ございましたが、このグレーデッドアプローチというものを適用して検討していくということに留意してまいりたいと考えてございます。

我々も非常に困つているという面もございますので、事業者の方にもそのことは努力していただきますが、先生御指摘のように、BWRについてはなかなか進まないというところがあります。

○津島委員 ありがとうございます。

本年十一月三十日に、規制府さんから、このグ

この審査について、ちょっと長期化しているという懸念があります。平成二十五年の十一月二十日の規制委員会の決定で、審査の標準期間として二年というものを定めているんですが、実際にそうはなっていない。

私は、安全を最優先に審査を行うことに全く異論はないわけでありますけれども、平成二十七年度までに十四・四兆円もの国富が流出している点も踏まえ、やはり効率的な審査を行うことが大変重要であると考えております。のために、規制委員会側からも事業者に提案するなど、これから特にいわゆるBWRの審査の効率に努めていくべきではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○田中政府特別補佐人 私どもとしても、審査を効率的に進めるというのは非常に大事なことだと思いますが、先生御指摘のように、BWRについてPWRの場合は、先行的なプラントを決めて、その審査のひな形をつくつて、その後、PWRについてはかなり進んだというふうに認識しておりますが、先生御指摘のように、BWRについてはなかなか進まないというところがあります。

我々も非常に困つているという面もございますので、事業者の方にもそのことは努力していただくなということの中で、できるだけ効率よく、かくいうことの中でも、できるだけ効率よく、かつ、安全の点での規制を緩めるということではございませんけれども、きちっとした審査を進めたいというふうに思つております。

○津島委員 あと一問、文科省さんに原子力教育についてお尋ねしたかったんですが、時間になりましたので、またの機会ということで、大変申しわけなく思つております。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていました。ありがとうございます。

○三原委員長 次に、助田重義君。

○助田委員 おはようございます。自由民主党の助田でございます。

原委員長を初め理事、委員の皆様方に感謝を申し上げます。

津島先生に引き続き、真摯な議論をさせていただきます。ありがとうございます。

では、早速質問を進めてまいります。

私の出身は、全国最多の四原発十三基、一市三町にわたり、それにまた加え、高速増殖原型炉「もんじゅ」が立地する福井県でございます。しかしながら、県内の原子力発電所は、再稼働を初め、四十年超運転延長、廃炉、使用済み燃料の処分など多くの課題を抱えているところでございます。

エネルギー資源が乏しい我が国にとりまして、核燃料サイクルの確立が必要であり、特に、ウラン資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化、また、有害度低減等の観点から、高速増殖炉の開発は極めて重要でございます。

また、国におきましては、平成二十六年に閣議決定いたしましたエネルギー基本計画において、「もんじゅ」を核燃料サイクル政策の中核施設と位置づけたことを踏まえ、長期的視野に立ち、覚悟を持って取り組む必要があると思います。

福井県は、県民の安全、安心の確保を大前提に、「もんじゅ」をエネルギー研究開発拠点化計画の中核施設と位置づけ、国の核燃料サイクルの確立に協力してきたところでございます。

しかしながら、去る九月二十一日、政府の原子力関係閣僚会議におきまして、立地地域に全く説明がないままに、「もんじゅ」については廃炉も含め抜本的な見直しを行つていう方針を示されたことは、これまで長年にわたり国策に協力してきた地元を無視するような無責任さあまりない態度であります。まことに遺憾でございます。また、今、二十日にも廃炉決定との報道が先行しております。地元では憤りさえ覚えていたところでございます。

そうした観点から、「もんじゅ」、高速炉開発、核燃料サイクル政策について質問をさせていただきます。

「もんじゅ」の議論に際しましては、国策に長年

協力してきた立地地域の意向を十分に酌み取りながら進めることが重要であると考えております。

まず、見解をお聞かせいただきたいと思います。

お願いします。

○板倉政府参考人 お答え申し上げます。

「もんじゅ」につきましては、本年九月に開催されました原子力関係閣僚会議におきまして、廃炉を含め抜本的な見直しを行うこととし、その取り扱いに関する政府方針を、高速炉開発の方針とあわせて、本年中に原子力関係閣僚会議で決定することとしております。したがいまして、今後の高速炉開発の方針と切り離して、現時点で「もんじゅ」の廃炉を決めたわけではありません。

この九月に開催されました原子力関係閣僚会議においては、政府の意見集約を直前まで詰めておりまして、会議の開催自体も直前の決定となつことなどの理由から、地元への御説明が遅くなつてしましました。このことについては、まことに遺憾と考えてございます。

その後、高速炉開発会議の結果につきましては、会議終了後、その都度、速やかに文部科学省から地元へ直接御報告させていただいているところでございます。

また、先月、十一月二十五日には、福井県から要請をいただいておりましたもんじゅ関連協議会を開催し、政府の議論の状況や地元への対応等に関する意見交換を行う中で、地元の御意見をお伺いいたしました。

西川福井県知事からは、「もんじゅ」の取り扱い方針について、机上の議論に陥ることのないよう、県民や国民の目に見える形で具体的に議論し、地元が納得する結果を出すこと、「もんじゅ」を安全に保守管理するための運営体制の方向性を責任を持って明らかにすること、「もんじゅ」の成果をどう生かすのか、福井県、敦賀市においてどのような研究開発や人材育成を行っていくのか、今後、国の具体的方策を示すことなどの御意見をいただきました。

さらには、「もんじゅ」の方向性によって、地元雇用への影響を懸念する声もいただいているところでございます。

これら地元からの御意見をしっかりと踏まえ、年内に結論を出すべく検討を行つてまいりたいと考えております。

○助田委員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

地元は、国策の重要性を理解し、長きにわたりまして誇りを持って協力してまいりました。今答弁にありました、雇用につきましても、地元では非常に逼迫した状況でございます。よろしくお願い申します。また、「もんじゅ」の歴史を十分に認識し、地元の思いをしないがしろにすることのないよう、改めて強くお願いを申し上げます。

次に、「もんじゅ」でこれまで得られました成果、知見について伺いたいと思います。

「もんじゅ」は、これまでに四〇%の出力運転までの経験しか有しておりません。また、近年は停止したままでございます。「もんじゅ」でこれまで得られました成果、知見についてどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○板倉政府参考人 お答え申し上げます。

「もんじゅ」につきましては、国内技術に基づき設計、製作及び建設がなされ、四〇%の出力運転まで行われております。このことは、国産の自主開発技術によって、我が国の高速炉発電システムに係る設計手法や製作技術の基盤を確立し、高速増殖原型炉の発電プラントシステムを成立させるための基礎技術を獲得したという重要な成果であると考えております。

また、さまざまなトラブル、事故により運転期止期間中に行われたさまざま取り組みを通じて、安全確保と安全運転に係る知見と技術を高め、それを実機に反映させなど、数多くの成果を知見を得ております。

発成果は、今後、我が国が高速炉を実用化していく上で活用されるべき価値ある知見であると認識しております。

これらの成果については、文部科学省の有識者会議、もんじゅ研究計画作業部会でございますが、こちらにおいて専門的見地から議論をいただき、妥当であるとの所見をいただいているところでございます。

○助田委員 ありがとうございました。

「もんじゅ」は、これまで、国内技術に基づき設計、製作及び建設がなされ、四〇%の出力運転の経験を有しており、将来炉につながる数多くの成果、知見を獲得しているということがわかりました。

一方で、高速炉開発会議におきましては、フランスのASTRIDについて議論されております。一部報道でも、あたかも「もんじゅ」の代替のよう取り上げられております。「もんじゅ」においてこれまで蓄積された数多くの知見のある中で、フランスのASTRIDへ協力する意味は何か、お教え願います。

○小澤政府参考人 お答えいたします。

「もんじゅ」で得られた知見、これは非常に重要な知見が獲得されつつございます。その上で、高速炉開発を継続する国において、安全性や経済性を追求する上で新たな知見が獲得されつつございます。

その中で、二国間及び多国間での国際協力のネットワークが広がり、その活用の可能性も広がっております。我が国としても、こうした国際協力の場を戦略的に活用して、開発の合理化あるいは最先端の知見の獲得を図つていかなければならぬと、いうように考えております。

○小澤政府参考人 お答えいたします。

現在、関係閣僚を含め、我が国の高速炉開発に關係する主体で構成される高速炉開発会議を設置いたしまして、今後の高速炉開発の方針案について、年内に取りまとめるべく検討を進めているところでございます。

先月末の第三回高速炉開発会議では、高速炉開発の方針案の骨子について議論をいたしました。

この国際協力の活用の一つとして、日仏ASTRID協力を二〇一四年から開始してございました。具体的には、我が国はまず、三つの設計、それから二十六個の研究開発にフランスと共同で取り組むこととしております。我が国から成果を提供するだけではなく、仏国からも成果の提供を受けおり、相互に恩恵のある協力が進められている

ところでございます。

また、我が国が担当する分野の中には、高速炉の安全対策のうち、シビアアクシデント対策として重要な手段となる崩壊熱除去系あるいは原子炉停止系に関する技術なども含まれております。

過去三年間の協力を通じて、我が国は、最新の設計、ノウハウ等を取得してきているところでございます。今後とも、我が国が獲得し得る極要技

術へのアクセスが拡大していくよう、フランス政府としっかりと協力を進めてまいりたいと考えております。

○助田委員 ゼひとも、協力して前に進めていただくよう、よろしくお願ひ申し上げます。

一方で、高速炉開発について伺います。

高速炉開発会議では、経済産業省を中心に、今後高速炉開発の方針が議論されているところであります。「もんじゅ」につきましても、廃炉を含め抜本的な見直しが行われている中で、今後の高

速炉の開発の主体、責任が非常に不明瞭になつてゐるのではないかと懸念を持つております。

今後の高速炉開発について、どのような主体がどのように進めていくことになるのかをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○小澤政府参考人 お答えいたします。

現在、関係閣僚を含め、我が国の高速炉開発に關係する主体で構成される高速炉開発会議を設置いたしまして、今後の高速炉開発の方針案について、年内に取りまとめるべく検討を進めているところでございます。

先月末の第三回高速炉開発会議では、高速炉開発の方針案の骨子について議論をいたしました。

この国際協力の活用の一つとして、日仏ASTRID協力を二〇一四年から開始してございました。

具体的には、我が国はまず、三つの設計、それ

関係を一元化した体制を構築していくこと

が重要であるというように考えております。

○助田委員 よろしくお願ひします。

高速炉開発の方針やロードマップの作成に当た

りましては、地元を含め、国民の理解が得られるものとなるよう、しっかりと検討いただきたいと思

います。

続きまして、最後になりますけれども、核燃料

サイクル政策について伺いたいと思います。

「もんじゅ」について廃炉を含め抜本的な見直し

が行われている中で、核燃料サイクルの維持に課題との報道もされておる中でもございます。こう

した状況を踏まえ、改めて今後の核燃料政策について質問いたします。

我が国がこれまで進めてきた核燃料サイクル政

策の今後につきまして、どのように考えをお持ちになつておられるのか、政府にお聞かせ願いたいと思

います。

○小澤政府参考人 お答えいたします。

我が国は、高レベル放射性廃棄物の量の減少、

放射能レベルの低減、資源の有効利用などの観点

から、エネルギー基本計画で閣議決定したとお

り、自治体や国際社会の理解を得つつ、使用済み

燃料の再処理等を行なう核燃料サイクルを推進する

方針でございます。

このような核燃料サイクルとしては、まずは、

プルサーマルの実施を通じた軽水炉サイクル、こ

れを実現することが重要でございます。

こうした観点から、電力自由化等の新たな事業

環境下でも再処理等が将来にわたって滞りなく行

われるよう、この十月には、使用済燃料再処理機

構が青森県において設立されたところでございま

す。今後は、六ヶ所再処理施設の竣工も含めて、

機構がその工程の管理、計画の策定を行い、これ

に国も関与することで、再処理事業が着実かつ効

率的に実施されるよう取り組んでまいります。

また、本年八月に再稼働いたしました伊方原発

三号機において、さらに、現在は停止中でござい

ますけれども、高浜原発三号機、四号機において

は、M&OX燃料を使用するなど、プルサーマルの

取り組みは進展しているところでございます。プ

ルサーマルの実施についても、着実に進むよう、

しっかりと取り組んでまいりたいというように考

えています。

加えまして、高速炉サイクルにつきましては、

これが実現すれば、核燃料サイクルのそれぞれの

利点について、現在取り組んでおります軽水炉サ

イクルに比較いたしまして、より大きな効果が期

待できるものでございます。高速炉の研究開発

は、核燃料サイクルの有効性を高める観点から重

要であると考えております。引き続きしっかりと取り組

んでまいりたいというようく考えております。

今後とも、エネルギー基本計画の方針に基づき

まして、高速炉開発会議あるいは原子力関係閣僚

会議の議論、検討などを踏まえながら、核燃料サ

イクルを推進してまいりたいというようく考えて

おります。

○助田委員 ありがとうございました。

エネルギー基本計画に位置づけている核燃料サ

イクルについて、必要な資源を投入し、安全対策

を大前提に、国内において政府の責任で着実に推

進することを要望いたしまして、時間も余つてお

りますけれども、私の質問を終わらせていただき

ます。

ありがとうございます。

○三原委員長 次に、輿水恵一君。

○輿水委員 公明党の輿水恵一でございます。

本日は、質問の機会を与えていただきまして、

心より感謝を申し上げます。

今回、この原子力問題調査特別委員会で初めて

質問をさせていただきますので、事故の発生より

五年と半年がたつたあの福島第一原発の現状等に

ついて、まず確認をさせていただきたいと思いま

す。

そんな中で、まず規制委員長にお伺いしたいん

ですけれども、この福島第一原発の廃炉に向けて

の取り組み、並びに、まだまだ続いている汚染水

対策等について、原子力規制委員会としての現状

の認識と今後の見通しをどのように考

えますか。

○田中政府特別補佐人 福島第一原子力発電所の

廃止措置というのは、非常に多くの課題がありま

すが、まずお聞かせ願えますでしょうか。

それで、もう大分改善された面から申し上げま

すと、まず、最初のころは、労働災害のようなこ

とも起こりましたし、敷地が非常に高濃度に汚染

されていて被曝も多いというようなことがありま

したので、まず働く環境をよくする。それから、

食事もまともにとれないとか、休憩所もないとい

うことでの今は、そういった大型休憩所をつくつ

ていただいて、シャワーも浴びられるようになります。

そういったことで、少しずつそういう点の改

善はされておりますが、依然として多くの課題が

あります。

それで、全体としては四十年程度の期間が廃止

にかかると言われておりますが、私どもとして

は、全体を見通すということはなかなか今の段階

で難しいところがありますので、随時、中期的な

リスク低減マップというのをつくりまして、課題

を整理させていただいております。

特にその中で、海側海水配管トレーンチからの高

濃度汚染水の除去あるいはタンク内の高濃度汚染

水の処理というのが非常にリスクが大きい課題で

したので、これについては緊急に対策を行つてい

ただきまして、相当対策が進んだと思っておりま

す。

しかし、最終的に処理した水を処分することが

できずに、十一月中旬時点ですけれども、約千基

以上のタンクに九十万トン余りの処理水が貯留さ

れています。

そこで、どうしてそれが排水できないかという

ことですが、基準レベル以下であれば、私どもと

しては、海洋放出等をすべきだということを再三

にわたくて申し上げておりますが、当然、そ

うしたことになれば、いろいろな風評被害とか何

かというのはありますので、社会的、政治的な判

断が、漁業者等とのネゴシエーションが必要にな

るということは理解しておりますが、廃止措置を

進めることではやはり処理した水を規制基準以下

になつたら捨てるということをしていかないと、

継続的な廃止措置がなかなか進まないということ

を私自身は大変懸念しております。

そのほか、現在、タンクを広範囲に、ほぼ敷地

も空き地がなくなりつつあるぐらいタンクを設置

しておりますが、伐採して、その影響もありまして

た樹木とか瓦れき、あるいは廃止に伴つていろい

ういった廃棄物については、きちんと処理して、

長期に安全に保管できるような対策を進めていた

だきたいということが当面の大きな課題であります。

デブリの問題が、炉心の中で溶けた燃料の取り

出しの問題がよく話題になりますけれども、これ

はまず、今の段階で、私どもとしては、どういつ

た状況で溶けているのか、どういう状況にあるの

かということを調べることが先で、どういった方

法で取り出すかどうかというところまで決められ

るような状況ではないと思っています。

事故から五年余りたちまして相当冷却も進んで

おりますので、緊急にデブリから大きな危険が生

じるというふうには判断しておりませんので、そ

ういった点は着実に進めていかなければよろしいとい

うふに判断しております。

○輿水委員 どうもありがとうございます。

まさに、汚染水対策、コントロールはされてい

るもの、処理水のその後の処理の問題と、あと

燃料デブリ、これは、計画というよりも、実態を

まずきちっと把握することが必要だというふうな

認識であるということがよくわかりました。

そんな中で、実際にこの作業を進めていくのは

経済産業省であり東京電力であるわけでございます。

すが、まず、福島第一原発の一号機から三号機の使用済み燃料プールからの燃料棒の取り出し、そこもきちんと処理をしないと、なかなかその先に進まないとと思うわけでございますけれども、その現状の取り組み状況と見通しについてお聞かせ願えますでしょうか。

○小澤政府参考人 お答えいたします。

使用済み燃料プールからの燃料の取り出しでござりますけれども、これはまず四号機について、二〇一四年の十二月に、千五百三十三体の全ての燃料の取り出し、これが無事に完了してござります。その後、現在の中長期ロードマップに基づきまして、一号から三号機について、ダストの飛散防止あるいは作業員の被曝低減など安全、安心対策を実施しながら、燃料取り出しに向けた準備を進めているところでございます。

具体的には、まず一号機につきましては、先月、震災後、建屋を覆つておりました壁パネルといいうものがござりますけれども、これの取り外しを完了し、現在、瓦れきの積み重なった建屋上部の詳細な調査を実施しております。調査結果を踏まえまして、本格的な瓦れき撤去に向けた準備というものを進めていきたいというふうに考えております。

それから、二号機につきましては、新しい燃料取り出し設備、これの設置へ向けて、建屋の上部を全面解体する予定でございます。

三号機につきましては、建屋上部にございました瓦れきの撤去あるいは除染作業は既に完了いたしました。年内には線量を低減させる遮蔽体などを敷き詰める作業を終えまして、年明けにも燃料取り出し設備の設置作業、これに着手する予定でございます。

○興水委員 燃料棒の方は着実に作業が進められ

ている中でも、やはり何かが起こると大変なこと

になると思いますので、慎重な作業をお願いできればと思います。

続きまして、先ほどお話をありましたデブリの問題なんですねけれども、やはりその調査を進めることが必要だということで御指摘がございました

が、その調査に向けての取り組みの状況についてお聞かせ願えますでしょうか。

○小澤政府参考人 お答えいたします。

燃料デブリの取り出しつきましては、これはもちろん、安全そして確実に行う必要がござります。このため、まずは、先ほど田中委員長から御指摘がございましたように、原子炉あるいは格納容器の内部状況を可能な限り調査、把握することにしております。

このため、これまでに、一号機において、ロボットを格納容器内部に投入いたしまして、内部の画像、放射線量、温度等の情報を取得いたしております。また、一号機及び二号機において、透過力の強い素粒子というものを利用して、内部の透視技術による炉内調査というものをを行っております。こうした形で内部状況の把握に現在努めているところでございます。

今後、一号から三号機の全てにおきまして、遠隔操作ロボットを投入し、順次調査を進めていくことにしております。

こうした調査の結果も踏まえ、来年の夏ごろを目途に、号機ごとの燃料デブリ取り出し方針、これを決定したいというふうに考えております。

○興水委員 どうもありがとうございます。

本当にどういう状況になつていてるかわからな

い、また相当厳しい状況が予想される、そういう

た現場の中にありますて、やはり、作業も十分注

意をされることは同時に、国内外の英知を結集し

ていただき、適切にその調査を進められることを

まず望むものでございます。

それでは次に、先ほどお話をありました汚染水

対策なんですねけれども、汚染水対策といえば凍土

壁ということで今政府が取り組まれているんです

けれども、その凍土壁の状況と今後の見通しにつ

きましてお聞かせ願えますでしょうか。

○小澤政府参考人 お答えいたします。

多核種除去設備等で浄化処理をした水の取り扱いににつきましては、これはやはり非常に重要な課題だというように認識をしております。

原子力災害対策本部の汚染水処理対策委員会

のもとに設置いたしましたトリチウム水タスク

フォースにおきまして、本年六月までにさまざま

な選択肢を検討してまいりました。主に五つの選

択肢についての技術的な評価結果を取りまとめた

ところでございます。

これはあくまで技術的な評価結果でございます

ので、さらにその上で、本年九月、同委員会の

とに、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する

小委員会というものを新たに設置いたしまして、

十一月十一日から議論を開始しているところでござります。この小委員会では、技術的な観点に加えまして、風評被害などの社会的な観点も含めて総合的に検討したいというふうに考えております。

これはあくまで技術的な評価結果でございます
でしようか。

○小澤政府参考人 お答えいたします。

凍土壁の状況と見通しでございます。

○小澤政府参考人 お答えいたします。

凍土

いつた作業、終わるまできちっとなし遂げる、そ
ういった意味では、事業の運営のあり方も含めた
改革も必要だと考えますけれども、その点の見通
しについてお聞かせ願えますでしょうか。

福島第一原子力発電所の事故の収束、それから福島の復興をなし遂げる、これは震災後のエネルギー政策の真点でござります。かく、事文から

五年半を経過した今も避難指示は続いておりま
す。また、事故収束も道半ばにあるという状況で
ございます。一方、賠償あるいは除染など、事故
に伴う費用は増大傾向にございまして、東京電力
の競争力確保は加えまして途上にあるという状況で
ございます。これらを放置すれば、事故の収束
あるいは福島の復興の歩みというものが滞りかね
ないという懸念を持つております。

この話はいよいよ少し角を曲げて、ついでにこの十月から、東京電力改革・「F問題委員会」というものを経済産業省で設置をいたしまして、議論を進めているところでござります。

この委員会では、東京電力が福島への責任と電力自由化の中での競争とを両立させること、それから、原発事故を起こした東京電力が原子力事業を継続させ、国有化を卒業し早期に自立するためにはいかなる東電改革を行なるべきかについて、有識者に検討いただいているところでございます。

まだ引き続き講議が続いている状況でございま
すけれども、福島の安心、それから国民の納得、
それから気概に満ちた現場を実現する東電改革の
提言にぜひつなげていただきたいというように考
えております。

わけでございます。また一方、我が国も、二〇〇〇年度には二〇一三年度比で二六%のCO₂の削減、そういう目標も掲げてしっかりと取り組まなければならぬ。

このような状況にある中で、こういった総合的な現実、現状をしつかり見定めた上で、このCO₂の削減への取り組みのあり方、また、総合的にさまざまの機関と連携しながら考える、そういった大事なときもあると思うんですけれども、環境省の見解についてお聞かせ願えますでしょうか。

○鎌形政府参考人 CO₂削減に関するお尋ねでございます。

電力部門の温暖化対策につきましては、ことし五月に閣議決定いたしました地球温暖化対策計画に基づき、再生可能エネルギーの最大限の導入や徹底した省エネルギーの推進に取り組んでいくということとしてござります。

御指摘の石炭火力につきましては、石炭火力の新增設が制約なく進むと国の削減目標の達成が危ぶまれる、こういう状況だと考えてございます。このため、ことし二月に、環境・経産両大臣の合意に基づきまして、引き続き、電力業界の自主的枠組みの実効性、透明性の向上を促すとともに、省エネ法やエネルギー供給基盤整備法に基づく基準の設定、運用の強化などの政策的対応を行うことにより、電力業界全体の取り組みの実効性を確保することとしてござります。

また、こうした取り組みが継続的に実効を上げているかどうか、これを毎年、進捗状況をレピューするということとしてござります。目標が達成できないと判断された場合には施策の見直し等について検討する、こういうこととしてござります。

こうした取り組みを通じまして、環境省として、我が国の削減目標の達成に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○奥水委員 本当に一つ一つの問題が難しくて、また、非常にさまざまな関係性というか課題を抱

えているとは思つんですけれども、そういつたものを丁寧に、慎重に、そして確實に進めていただけれどと思ひます。

大変にありがとうございました。以上で終わります。

○三原委員長 次に、阿部知子君。
○阿部委員 民進党的阿部知子です。

なお取り組みで本委員会が開かれましたこと、心から私は感謝を申し上げたいと思いますし、ま

た、先ほど来、田中委員長が日ごろから多様な業務に携わられて非常に御尽力いただいていることにも感謝申し上げたいと思います。
あわせて、経産省からは高木副大臣にお越しをお迎えました。高木副大臣には後半の質問をお願いしたいと思います。

福島県と茨城県でマグニチュード七・三の地震がありまして、車両も心配されてる中、東京電力は、十一月の二十二日に、ちょうどその日は実は、十一月の二十二日に、ちょうどその日は

力の福島第一原発の三号炉で冷却ポンプがとまるという出来事がございました。

私は、十一月二十二日にそのことを取り上げさせていただきまして、当初の東電発表に基づいて

質問をしたわけですが、プールの水温が二十八・七から一時間半余りで二十九・五となつてゐる

いう発表がございましたので、予測されるより温度上昇が早いではないかというふうに質疑をいたしました。

しました
委員長にあつては、私の質問に対し、先生が
どこで入手された情報かはわかりませんけれど

も、あるいは誤解を招くような報道があつたのではないかというような御指摘を御答弁の中できれいに

お手元に私が二つ資料をつけさせていただいて
ました。

おりますが、いずれも東電のホームページのもののが一枚と、そして規制委員会のものからが一枚ございまして、私は、これらをもとに質問をさせていただいたものであります。

ところが、その後、足立委員等々が、私の質問について、デマで、あるいは誤った情報で質問したというふうに大々的に取り上げていただきまして、議事録も残っております。私としては、デマでござるのを、真直書きの大きな危機によづ

いたものである、このことは私の名譽のために言つておかないとならないと思いまして、前半、お寺間をハシゴいたします。

まず、委員長に三つ確認をしたいと思います。

所の違いによって温度の誤差が出たという御発表があつたのは、私の質問が終わつた後の十六時四十分の規制委員会のホームページであるという点と、そして、御答弁の際に、冷却水二十八・七並びに二十九・五という水温が東電の発表であるということは委員長は御存じであったはずであります、これが二点目です。二点目、最終的には、

原子力規制庁も、御自身がまずこの水温の発表に疑問を持たれて、東電側に確認をされて、東電から訂正が発表されたと、こういふことは理解してお

りますが、この三点、事実確認、イエス・オア・ノーでお願いします。

○田中政府特別補佐人 私が十一月二十二日の本委員会で阿部先生からの御質問を受けた時点で

は、東京電力がそういう発表をしているというふうなことはわかりませんでした。承知しておりませんで

した。
ただ、こちらに来る前に、〇・一度程度の温度

上昇だから一週間くらいはもうといくことはついで聞いておりましたので、それならそんなに心配することはなどへうことでここに参りまし

たけれども、そういう御指摘がありました。私がそういう情報をきちつと捉えていなかつた

「どうう」との不明についてはおわび申し上げたい
と思います。

結局、その後、先生の御質問もありましたし、私もちょっと気になりましたので調べてみましたら、やはり東京電力から、先生御指摘のような発表が当初なされました。

<p>その後、違った場所ではかつていてそういうことになつたことはここでもお答え申し上げましたけれども、そのことについて東京電力は誤った情報を出してしまつたということです。それについてはきちっと注意をしまして、訂正を求めて、その情報に基づいて、規制委員会の方の、規制庁の方のホームページにも掲載させていただております。</p> <p>○阿部委員 委員長から謝罪をしていただきましたので、私は別に、これだけ頑張っておられる委員長を責めたいのではなくて、やはり東電発表というものが国民に与える影響の大きさですね。特に、事故の後は、水温がどうかとか使用済み燃料プールの状況というのは、國民も瞬間的に四号炉の問題を思い起こしますので、慎重なる上にも慎重に、また、東電の発表もきちんと、測定する場所も同じにして発表していくだかないと混乱を来します。</p> <p>委員長が善処していただきましたので、その後正しい報道になつたことというのは、規制庁のお仕事としてありがたく受けとめております。</p> <p>そして、これから、今後のこともございまして、ぜひ委員長のお考えをお伺いしたいんですねけれども、使用済み燃料プールの持つ危険性というものは、東京電力福島第一原発事故の四号炉の問題でも、NRCからも一番先に指摘をされておりました。</p> <p>我が国では、今、使用済み燃料プールにおいて、一部は、ドライキヤスク、ある程度粗熱がとれればというか、低下てくれば乾式貯蔵に変えてございますし、またそういう国も幾つかあると思います。</p> <p>特に、使用済み燃料が多くて、リラッキング、積みかえをしていくような場合は、やはり、非常に水の漏れ出てしまう、搖れて出るなどの影響も、なかなか私は予測しがたいものがあると思うので、委員長にあつては、今後の汚染水プール管理において、原子力規制庁としての基本的な方向性、認識などあれば、お願いをいたします。</p>	
<p>○田中政府特別補佐人 初めにお断りしなければいけないのは、プールに使用済み燃料を貯蔵するということについては、規制上許されていることです。ただ、一Fの事故の反省を踏まえれば、やはり、プールに無限に、無限にというのではなくて、ちょっと語弊があるかもしれません、多くの使用済み燃料を貯蔵しておくというのは、潜在的リスクがあり、大きななるということが明らかになりました。</p> <p>一般的に、国際的に見ても、ある程度冷却があり、普段から取り出した使用済み燃料は、五年から七年ぐらいで、乾式容器に入れてサイト内に貯蔵しておくという方策がとられておりました。</p> <p>今回の一F事故でも、東京電力は、一部乾式容器に入れてあつた燃料があります。建物は相当むちゃくちやに壊れましたけれども、乾式容器の中に入っている使用済み燃料は、容器も含めて健全であつたということが確認されておりますので、私自身が先日も規制委員会の中で規制庁の方に検討をお願いしましたけれども、できるだけ乾式容器に入れてサイト内に貯蔵できるような方法を検討していただきましたようお願いしたところであります。</p> <p>ただし、乾式容器に入れてサイト内に貯蔵することについては、地元も、そのままになるのではなくて、いかというような御懸念もあって、なかなかそういう点での難しさはありますけれども、よりよい安全を求めるという観点からは、乾式容器に入れる方がよいというふうに考えております。</p> <p>○阿部委員 今、委員長は災害などにおける安全性の問題で御指摘いただきましたが、同時に、テロとかいろいろな問題があるかもしれませんし、それをしたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>では、引き続いて、高木経産副大臣にお伺いをいたします。</p> <p>けさの新聞は一斉に、東京電力福島第一原発事</p>	
<p>故の事故費用の見積もりがこれまでの倍近くに膨れ上がつておるという報道、各社ございましたと思います。この間、私は、先回この委員会でも取り上げさせていただきましたが、廃炉にしろ、除染にしろ、賠償にしろ、費用がかさみ、それをどうやって負担していくのかということは、まず国民論議でなければならない。起きた事故自身は責任は東電にございますけれども、全体巨額の形で負担していくのかということは、まだ公式発表ではないのかもしれないことは、國民の合意のもとで運ばねばならないと思つております。</p> <p>副大臣にあつては、本日発表の経産省からの数値ということで、まだ公式発表ではないのかもしれないが、新聞紙上に言われております、二十一・五兆あるいは二十二兆という数値だけががさつとつかみで出ておりますが、これを今後どのように形で國民に伝え、事故が起きて、十分な賠償がこれができるのかなどについて、どう運んでいくのかということについての経産省としてのお考えをお願いします。</p> <p>○高木副大臣 今御指摘いただきましたように、本日、けさ開催されました東京電力改革・一F問題委員会におきまして、復興加速化の観点から必要となる制度の整備、また資金の確保に資するよう、福島第一原発事故に係る賠償、また、除染、中間貯蔵施設事業の費用の見込みについてお示しをさせていただきました。</p> <p>具体的には、被災者、被災企業に対する賠償と入れる方がよいというふうに考えております。</p> <p>○阿部委員 今、委員長は災害などにおける安全性の問題で御指摘いただきましたが、同時に、テロとかいろいろな問題があるかもしれませんし、それをしたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>では、引き続いて、高木経産副大臣にお伺いをいたしました。</p>	
<p>うに承知をしております。</p> <p>その上で、今、国民論議というふうな御指摘ございました。やはりこれだけの巨額のお金でござりますので、まずはこの東電委員会でしっかりと議論を進めていただいて、その中で提示をさせていただいた上で、最終的な決定をさせていただきたないと考えております。</p> <p>○阿部委員 東電委員会は基本的に非公開です。会議の後、数値が発表されたりはいたしておりますが、国民的には確認するすべがないわけではありません。</p> <p>それのみならず、例えば今副大臣が御答弁いただいた数々の数値を、結局、どこからどなたに何を負担していただかといふときに、託送料金、これから電気をどなたの御家庭にも企業にも送りますが、その託送料金に上乗せしようというようなお話がもう既に先行して出ているんだと思います。確かに、國民から見ても、今までの言つていふ額ではおさまるまいとは思います。こんなにかかるんだ、では、電気を使つているあなたたちなどと言われても、これは到底納得できない。</p> <p>ちようど、おとといになりますでしようか、私ども、原発をゼロにするための政策提言をしていました。議員の会でも記者会見をやらせていただきまして、原子力基本法においても、自主、民主、公開、公開ということは非常に大事で、民主とは国民をきちんと入れ込んで論議しなければならないことでも、原発をゼロにするための政策提言をしていました。議員の会でも記者会見をやらせていただきまして、原子力基本法においても、自主、民主、公開、公開、公開ということは非常に大事で、民主とは国民をきちんと入れ込んで論議しなければならないことでも、原発をゼロにするための政策提言をしていました。議員の会でも記者会見をやらせていただきまして、原子力基本法においても、自主、民主、公開、公開、公開ということは非常に大事で、民主とは</p> <p>私は、国会にそういう場が実はほとんどないんだと思います。復興関係の会議の中でももちろん扱えるかもしれません、これは電力総体の、今後の日本の産業もかかわってまいります。また、賠償には将来の医療もかかわってくるかもしれません。本当はこういう東電問題の特別な委員会なりエネルギー特別委員会なりがふさわしく、きよは三原委員長の御高配で、先回もそうですが、</p>	

会の足立委員の質疑の中のデマという言葉は削つていただきたい。議事録訂正をしていたときだ。デマでも何でもなく、東電の発表でございましたので、よろしく御検討のほどお願ひ申し上げて、終わらせていただきます。

○三原委員長 理事会で話をして、正しい方向に持つていきましょう。

次に、初鹿明博君。

○初鹿委員 おはようございます。民進党の初鹿明博です。

きょうは、質問をする機会をいただきまして、ありがとうございます。

私がきょう取り上げさせていただくのは、皆さんのお手元に東京新聞の記事を配付させていただいているのですが、日本の国内ではそれほど報じられていないんですが、今、フランスの原子力政策は非常に混乱をしているというか、大変厳しい状況になつております。

こちらに記事を載せておりますので、ごらんになつていただきたいんですけれども、二〇一四年に問題が発覚するわけすけれども、二〇一四年に、原子炉容器の一部の部品で強度不足がある、そういうことがわかつて、調べていつたところ、クルゾ・フォルジュという会社の鋼材の中に強度不足がある可能性があるということです。フランスの原子力安全局、ASNが調査を指示していま、この強度不足の疑いのある部品が使われている原発が二十基程度あるということをわかつて、停止をしてそれを調べていくことが行われているということです。

そして、その中には、我が国のメーカーであります日本鋳鋼のつくった部品も含まれているといたことで、フランスの安全局からも我が国の原発に対して懸念をするような、そういう指摘もされてきています。そこで、委員長にちょっと確認をさせていただきたいんですね。それが、電力の値段も上がっている。かな

り国民に対し負担をかけるようなことまでして調査をしている。それだけ重大な問題だという認識なんですね。

ここで、今回部品が見つかったところは原子炉の圧力容器、そして、さらに詳しく調べていったところ、蒸気発生器の中でも強度不足ではないかという部品が見つかったということでありました。それぞれクラス1の施設になるということなんですか。

足をしているという状況があり、こういう場合に最悪の事態はどういう事態が想定されるんでしょうか。

○田中政府特別補佐人 今先生の御指摘の強度不足という問題ですけれども、これは、圧力容器とか蒸気発生器に使われている鋼材中の炭素の濃度が一定レベルを超えると、かたくなつて強いんですけれども、もろくなるという性質があります。それで、そういうことで、我が国においても炭素の濃度については規制を設けてコントロールしております。

一番典型的なもので心配されることとは、どうしてそういう基準を設けたかというと、原子炉圧力容器の水が減った場合に緊急炉心冷却というのが働きます。温かいところに冷たい水が入ると、いわゆる急激に冷やされることによって割れやすくなる。粘りが、もろいガラスみたいなものは、やはりそういう温度差が急激にありますと割れるということ、これはPTSというふうに呼んでおるんですけれども、そういうことが心配されま

す。そういうことのないようないいことに、それが、原子炉のままに中核である圧力容器または蒸気発生器であります。その上では、この調査をした結果、日本鋳鋼の部品で、フランスの規格の炭素偏析〇・二%を超えた部品を使っていて原発は幾つ判明し、そして、その最大の値はどのくらいの値でありますけれども、その機械的強度が想定より低い可能性があると、これはフランス電力、EDFの報告を受けた、こういう発表がなされたということです。

それで、その後、フランスの安全機関では、調査を電力会社に対して求めて、さらに、本年十月には、まだ定期検査に入つていなかつた五基の発電所、これはまだ調査が始まつていなかつたといふことでござりますけれども、これについても非破壊検査を三ヶ月以内に行つよに指示した、こ

ういうことを聞いております。

最新の情報すけれども、十一月五日にASN

すよね。このような非常に大きな問題であります。だから、フランスは、五十八基ある原発のうち二十基をとめてまで、現物に当たつて調査をしているんですね。

フランスのASNが調査を行つたということで、では、誰に対して調査を命じて、どのように調査を行つたのかをお答えいただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○櫻田政府参考人 お答えいたします。

私たち、フランスの規制機関、ASNとは情報共有をするということいろいろな情報をいたしておりますが、その中で知り得た範囲で我々が理解したところを御説明いたします。

今先生御指摘のこの問題については、まず、フランスのASNが昨年の四月に、建設中のフランシブル三号機という発電所すけれども、この圧力容器の上部たと鏡板、これは圧力容器の底のおわんの部分ですね、の鋼材の中に炭素濃度が基準より高い部分があるということを発表したということです。

それから、そのことを踏まえて、さらにフランスの中では調査を広げていったところ、本年六月、フランスの安全機関が、運転中の十八基で用いられている蒸気発生器においても、炭素偏析の問題によって、その鏡板、これも底の部分でございましたけれども、その機械的強度が想定より低い可能性があると、これはフランス電力、EDFの報告を受けた、こういう発表がなされたということです。

○櫻田政府参考人 お答えいたします。

今先生の御質問は、日本鋳鋼の製品といふとでよろしかつたでしょうか。(初鹿委員「はい」と呼ぶ)

○初鹿委員 つまり、緊急停止をして、温度が急激に下がつていつたときに、強度不足があると割れるということだと思います。これが、原子炉のままでありますけれども、コントロールされているといいます。

それで、その後、フランスの安全機関では、調査を電力会社に対して求めて、さらに、本年十月には、まだ定期検査に入つていなかつた五基の発電所、これはまだ調査が始まつていなかつたといふことでござりますけれども、これについても非破壊検査を三ヶ月以内に行つよに指示した、こ

ういうことを聞いております。

最新の情報すけれども、十一月五日にASN

から聴取したものだと想いますが、こういった資料を分析、検討した結果、今後、各プラントごとのチェックは必要ではあるものの、運転再開も認め得る、これは出力九百メガワットの十基についてといふことでござります。

○初鹿委員 電力会社の方に調査を依頼して、それで、まずは書類でチェックをした後に、疑わしいところについては非破壊検査を行つて、現物の、実際にここに設置されているものの調査をしているわけですね。その結果、十基の中の七基ですべて、運転の再開はいいということですが、その資料の中にデマンドというのがあつて、十三の条件というか要求がされているんです。全部読み上げませんが、その中にも、非破壊検査により亀裂がないか確認をすることというのがあつて、現物についてきちんと当たつて調査をしているということをまず御確認をしていただきたいんですね。

○櫻田政府参考人 お答えください。

資料の中にデマンドというのがあつて、十三の条件というか要求がされているんです。全部読み上げます。その上で、では、この調査をした結果、日本鋳鋼の部品で、フランスの規格の炭素偏析〇・二%を超えた部品を使っていて原発は幾つ判明し、そして、その最大の値はどのくらいの値であつたのか、お答えください。

○櫻田政府参考人 お答えいたします。

今先生の御質問は、日本鋳鋼の製品といふとでよろしかつたでしょうか。(初鹿委員「はい」と呼ぶ)

○日本鋳鋼からフランスに輸出された、今問題になつてゐるのは鋳造品ということだと思いますけれども、鋳造品については、蒸気発生器の鏡板があるといふことでございまして、全部で三十四ピースを輸出した、こういふことを私どもは承知をしてござります。(初鹿委員「問題があつたのは、炭素偏析が超えていた部品は」と呼ぶ)

○三原委員長 櫻田部長、問題があつたのは、

が、フランスのASNのお話によれば、日本鋳鋼が行つたプレスリリースを拝見しますと、これまで提出された資料、これは恐らくASNがEDF

何かプラスマイナス5以内だつたらいいという

ようなことをおっしゃつてたと思うんですけれども、調査の対象にはなつていなんですかけれども、九州電力は、廃炉になつてゐる玄海第一も調べてあるんですね。

玄海第一、これは、九電の資料によると、ブランク材の炭素濃度が〇・三%と出でています。そして、予測式で確認をしていくと、実際の製品は大体〇・二から〇・三%のいずれかになり得ると推定されているという発表になつてゐるわけですよ。

これは間違ひないです。その上で、九電は何と言つてゐるかというと、玄海一と二は分けた評価しない方がよいと言つてゐるわけです。

〇・二六はメーカーの要求したとおりだからいといつても、分けて評価しない方がいいと言つてゐる玄海第一で〇・三という値が出てゐるんですけど、これでも非破壊検査をする必要がないとおっしゃるんですか。

○櫻田政府参考人 お答えいたします。

まず、許容される変動幅でござりますけれども、これもJISで、規格で定められてござりますので、その規格で定められた変動幅というものの中でもメーカーが指定する、これが規格品の製造です。

ただ、規格にはそれを準用してメーカーが設定がなき場合にはそれを進めているということでござりますので、メーカーが勝手に定めるということではないということは御理解いただきたいと思ひます。

その上で、先生御提出の資料をちょっと使わせていただいて大変恐縮でございますが、提出されている資料の一番最後のページが、今先生がおっしゃつた話だと思います。

右側の真ん中あたりに製造プロセスが記載され

てござりますけれども、〇・三%という値がとら

れたのは、ブランク材というところの値でござります。

プランク材というのは大まかな成形をしたとい

う状況でございまして、この後、二〇%さらに削り込んでいく、そういう工程を経ることになります。実際にはその後またさらに切削していくといふことになりますけれども、この〇・三%という値が、ブランク材二〇%を切り取つた後なんか切り取る前なんか、ここがちょっとわからないといふことでございます。

〇・二から〇・三%という、予測式で得られる推定値が書かれてござりますけれども、これは、二〇%削る前なんか後なんかによって、前であれば〇・三%ぐらいにはなるし、削り込んだ後だと〇・二%になるというのが予測式でございますの

で、〇・三%というのが仮に削る前であれば問題ない、こういうふうに考えてございまして、以上予測式を使った評価というのも、この結果を見れば整合しているというふうに考えてございまますので、非破壊検査まで求める必要はないといふふうに考えてございます。

○初鹿委員 今答えたとおり、これは、要は切削をする前なんか後なんかわからないわけですよ。これは、削り取る前だつたらもつとこの数値が下がつてゐるかもしれないけれども、削り取つたのか確認する必要があると思いますよ。

○初鹿委員 データがとれているというのは、メーカー側が提出をした資料をもとにとれていると言つてはいるだけであつて、後からきちんと調査した結果ではないですね。私は、改めてもう一回調査をしろということを言つてゐるんですよ、メーカーが出された資料だけを見て、安全だ、安全だと言つてはなくて。

日本が福島で事故を起こした最大の理由は、安全だ、安全だと言つて、そして、津波が来ると言つてはいたのも、それも大丈夫だと言つてはいたからこうなつたんじゃないですか。

この委員会のときにも、更田委員長代理は、玄海一号機は廃炉になるのだから、現物でしつかり調べてどうなつてゐるのかといふのを見るこ

として、実際に炭素偏析があるのかないのか、そしで、メーカーが出してゐる予測値というものが本当に実測値と合つてゐるのかどうかを確認する必要があると思いますが、いかがですか。

○櫻田政府参考人 幾つか御質問されたので、順番にお答えいたします。

まず、玄海一号は、廃炉が決まりでござりますので、今後使われる必要がないということで、詳しい分析を規制上求める必要は、安全上の観点からはないというふうに考えてございますが、先生御指摘のとおり、廃止措置をするところでございまますので、この炭素偏析の問題にかかわらず、さまざま、いろいろデータをとつて知見を高める、こういうことに使える価値が大変高いので、規制委員会としても、このプラントを使つた研究をぜひ前向きに取り組んでいただきたいといふうに考えて、その旨申し上げているところでございます。

それから、玄海二号との関係でござりますけれども、玄海二号と玄海一号を九州電力は同じような評価方法で整理したということをごぞいますけれども、玄海二号については、実際に製品のデータがとれおりまして、それを見ると、ブランク材の頂部でのデータを見ると〇・二二%という値がとれてござりますので、玄海二号については確認する必要はないといふうに考えてございます。

○初鹿委員 今答えたとおり、これは、要は切削をする前なんか後なんかわからないわけですよ。これは、削り取る前だつたらもつとこの数値が下がつてゐるかもしれないけれども、削り取つたのか確認する必要があると思いますよ。

○初鹿委員 データがとれているのは、メーカー側が提出をした資料をもとにとれていると言つてはいるだけであつて、後からきちんと調査した結果ではないですね。私は、改めてもう一回調査をしろということを言つてゐるんですよ、

私は、ですから、玄海二号のようく、微妙な数値が出てきてるわけですから、非破壊検査をしていただきたいと思います。そして、廃炉になる玄海第一は破壊検査をして、メーカーが示してゐる予測値がきちんとと実測値と合つてゐるのかどうかの確認を早急にしていただきたいと思いますが、委員長の御見解を最後にお伺いして、質問を終わらせていただきます。

○田中政府特別補佐人 まず、安心の問題ですけれども、安心というのは信頼との裏返しがしたいなものだと思いますので、そのことは、御指摘のとおり、そういう信頼されるような規制をしていかなければいけない。ただ、まず基本的には、科学的、技術的に安全であるということを確かめること

いうことが原点でありますので、そのことはやりたい。

非破壊検査といつても、圧力容器、今一番問題

になつてゐるのは頂部なんですね、頂部の、一番頭のところに偏析が出やすいということで。それで、私どもとしても、ベンダー、鋼材メーカー、日本鍛錬鋼はもちろん、日本製鋼あるいは川崎製鉄、そういうところでどういうつくり方をしていいか、どういう判定の仕方をしているか、担当者も現地に行つて詳細に調べて判断しております。非破壊検査という先生の御指摘ですが、圧力容器といふのは放射線のレベルが非常に高いところで、なかなか、本当に信頼できるデータがどうとれるのかということも含めて考えなきやいけないと思います。

御指摘のこともありますし、玄海一号炉と二号炉といふのは比較的似たようなものですので、一号機の方でどの程度のことができるか。圧力容器の一部を破壊してどの程度やれるかといふのは少し難しいところがありますけれども、そういうことを含めて少し検討はしていきたいと思いますが、基本的なところは、今まで私どもとしても、いろいろなメーカー、鋼材メーカーから、それから電材を使って原子炉をつくるメーカー、それから電力会社という形で全部確認作業をさせていただけて判断しておりますので、基本的には特に問題があるとは思つております。また、玄海二号炉は今までのところとまつてありますので、稼働までにはきちんとついたりももう少し確認を深めていきたいと思います。

○初鹿委員 そうなんですよね、玄海二号は今までのところとまつてありますから、日本は、フランスと違つて、とまつてゐる原発が多いわけですから、再稼働をするということになる前にきちんと調べて、国民の信頼を得て、その後のことを考えていただきたいとお願いをして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

〔委員長退席、山際委員長代理着席〕

○山際委員長代理 次に、菅直人君。

○菅(直)委員 まず、来年の三月の末に原発被害

で福島から避難されている皆さんに対する住宅支

援が打ち切られるという、この問題について御質問したいと思います。

まずお聞きしたいのは、資料も添えてはおきましたけれども、全国の原発事故避難者のうちで、

非破壊検査といふのが非常に高いところでも、なかなか、本当に信頼できるデータがどうとれるのかとも含めて考えなきやいけない

と思います。

来年三月末の見通しとして、現時点で、次に行く場所が決まっている、あるいは今いるところにそ のままいることができる、あるいはそういうことを含めて、落ちつき先が決まつている人は何人で、逆に言うと、落ちつき先が決まつていない人は何世帯なのか、まずそれを教えてください。

○長沢副大臣 お答え申し上げます。

応急仮設住宅の供与の終了ということのお話だと思いますが、福島県が避難指示区域外からの避

難者に実施した第二回戸別訪問、その結果によりますと、本年十一月十五日現在、平成二十九年四月以降の住まいが未確定と回答した世帯数は県内、県外合わせて一千三十八世帯、これは第二回戸別訪問対象世帯の約二割に相当しております。

このほか、不在または未訪問の世帯数が県内、県外合わせて千五百九世帯というふうに承知しております。

なお、住宅、そのうちの種類別の内訳については承知をしておりません。

○菅(直)委員 そこで、まず打ち切りなんですが、打ち切りということを決めたのは、責任はどう

こにあるんですか。

○松本副大臣 この応急仮設住宅の供与の打ち切りといふお話をありますけれども、そもそも災害切

り救助法による救助は都道府県知事が実施主体として行われ、応急仮設住宅に係るその供与期間につ

きましては、災害救助法施行令に基づきまして、内閣総理大臣が定める基準において二年以内とさ

れているところではあります、都道府県知事が決めていたところではあります。

東日本大震災における福島県の応急仮設住宅に

末とされていたところではありますけれども、平成二十八年五月三十日付で、福島県知事から内閣

総理大臣に対して、特別な事情があるので平成三十年三月末まで延長についての協議があり、平成二十八年六月六日付で供与期間の延長について同意をしたところであります。

○菅(直)委員 端的に聞きますが、同意をしたのことは、打ち切りを決めたのは知事と同時に総理大臣だ、そういう認識でいいんですか。

○松本副大臣 都道府県知事が内閣総理大臣に協議をし、内閣総理大臣の同意を得て決めるということであります。

○菅(直)委員 だから、総理大臣が同意しなきゃ決められないんでしょう。ということは、総理大臣だけとは言わないけれども、知事と総理大臣が相談して、知事の提案に対し総理大臣が同意した、だから総理大臣もこれを決めた責任がある、そういう認識でいいんですね。

○松本副大臣 何度も同じお答えで大変恐縮ですけれども、知事が総理大臣に協議をし、総理大臣が同意をして決めているということであります。

○菅(直)委員 なぜこのことを言うかというと、この間、私も直接そういう被害を受けている皆さんから話をいろいろ聞きました、役所からもいろいろ聞きました。これまでには、何か、福島県が決めたんだから、それに沿つてやつてあるんだといふ言い方ばかりでした。

まず、この同意があつたことを政府としては公表しましたか。

○松本副大臣 同意に関しましては、災害救助法上、公表義務が規定されていないことから、特段の公表は行っておりませんが、福島県は平成二十八年七月十五日に公表し、周知を図っているものと承知しております。

○菅(直)委員 政府として、内閣として公表したのかと聞いているんです。

○松本副大臣 災害救助法上の公表義務が規定さ

れていません。

○菅(直)委員 私も多くのいろいろな会議に出ました。必ず各役所が言うのは、福島県のことは言うけれども、総理の同意があつたということは言わんないです。つまり、自分たちの責任ではなくて、それは福島県の責任だという言い方で、被災者の人たちにも全部それが行つているんです。しかし、実際には同意という手続があつて、やっていながら政府としては公表していない。いわば隠しているんじゃないですか。

つまり、これにはいろいろなところが絡んでいます。その絡んでいるところがどういう姿勢でこの問題に臨むべきか。これは超党派でつくられた被災者支援法の中では、さらにはその基本的な方針の中でもそれぞれ、支援をするようにという姿勢が出ているわけですけれども、しかし、そういう基本方針がありながら、各役所になると、いろいろ手続上の問題を盾にして、いや、もうこれ以上はできないんだ、できないんだと言うわけですね。

そこで、幾つかの役所にお聞きします。まず、雇用促進事業団の雇用促進住宅について、これまでどおり住み続けたい人に対する対応はどうなっていますか。

○堀内大臣 政務官 お答え申し上げます。

現在、雇用促進住宅に入居されている原発事故による自主避難者の方々については、本年度末で無償提供期間が終了となります。四月以降も、引き続き有償で入居することを可能とさせていただいております。

○菅(直)委員 雇用促進事業団は、それ以後も使えるという今のお答えですが、四月以降も、引き続き有償で入居することを可能とさせていただいていると思います。有償、無償の問題はまたいろいろありますけれども、基本的には使い続けることができる。

私は、ほかの役所も当然そろそろべきだと思うんですが、次を聞いてみましょ。

国家公務員宿舎について、どういう扱いになつたものであります。

ていますか。

○三木大臣政務官 お答え申し上げます。財務省としまして、応急仮設住宅は、災害救助法にのつとり、被災県の必要性の判断に基づき、被災県からの要請を受けた所在地の地方公共団体が提供しているものと承知いたしております。

したがって、現在、応急仮設住宅として提供されている国家公務員宿舎の供与の延長についても、災害救助法上、福島県の判断が前提になるというふうに承知いたしております。

○菅(直)委員 だから、最初に言つたでしよう、福島県の判断だけじゃないんですよ、これは、総理大臣が判断しているんですよ。さらには、被災者支援法では、できるだけ支援するようにという趣旨が書かれているんですよ。

今、雇用促進事業団の方は、そういうやり方をとっているわけです。なぜできないんですか。福島県のせいにしないでください。内閣の責任として答えてください。

○三木大臣政務官 繰り返しになつて申しわけございませんが、災害救助法上、福島県の判断が前提になるというふうに承知いたしておりますので、福島県の判断を前提として我々としても考えたいというふうに承知しております。

○菅(直)委員 先ほど言つたように、災害救助法の施行令の三条の二項で、各県知事が内閣総理大臣と相談したなんですよ。

私は、きょう朝、私の一週間前の質問主意書に對して答弁をもらいました。この中にもちゃんと、答弁書に、総理と平成二十八年六月六日付で同意をしたとあるんですよ。それなのに何ですか、財務省は総理として同意したということを知らなかつたというんですか。総理の責任ということは、内閣の責任でしょう。つまり、全てを福島の責任に押しつけているのは間違つているんじゃないですか。もう一回答えてください。

○三木大臣政務官 財務省といたしましては、あくまで法律に基づいて公務員宿舎を応急仮設住宅として提供させていただいておりますので、こ

れはあくまでも、災害救助法上、福島県の要請の方が前提となつておりますので、この福島県の判断を尊重してということになろうかと思います。

○菅(直)委員 同じ繰り返しになるので、いかに答弁がいいかげんかということがよくわかりましたので、次の都営住宅。

東京の場合、都営住宅もかなりこれに提供されている。都議会でもいろいろ議論になつていますが、まず都営住宅について、今後どうなりますか。

○末松副大臣 お答えさせていただきます。

御指摘の福島県からの自主避難者等は、本年九月三十日現在、東京都内の公営住宅に二百三十六世帯が応急仮設住宅として一時入居していると承知をいたしております。

公営住宅につきましては、住宅に困窮する低所得者に対しても低廉な家賃で供給されるものであり、原則として公募により入居することになります。

国土交通省といたしましては、子ども・被災者支援法の趣旨を踏まえ、自主避難者等の置かれている状況に鑑み、その居住の安定の確保を図る点から、平成二十六年六月に優先入居措置の実施を内要件とする公営住宅の入居の円滑化措置を通知しているところでございます。

具体的には、自主避難者等の住宅に困窮する実情・地域の住宅事情、ストック状況等受け入れ側の実情、両面を総合的に勘案しまして、優先入居の取り扱いを行うことが可能である旨、また、収入要件・住宅困難要件等について彈力的な運用が可能である旨を通知いたしております。

東京都におきましては、この通知に基づきまして、自主避難者がもともと住んでおられました福

省とも協議をしながら、今後とも、子ども・被災者支援法の趣旨が生かされるように努めてまいりますけれども、ぜひ御理解をいただきたいといいます。

以上でございます。

○菅(直)委員 いろいろ努力されていることは私も評価をしているんです。ただ、現実に、先ほど冒頭の話にありましたように、訪問調査で千三十八、約二〇%がまだはつきりしない、まだ会えていない人たちが千五百世帯あるそうですから、合われば四〇%を超える人たちが、訪問調査で会えていないといふことも含めて、はつきりしています。

○末松副大臣 お答えさせていただきます。

御指摘の福島県からの自主避難者等は、本年九月三十日現在、東京都内の公営住宅に二百三十六世帯が応急仮設住宅として一時入居していると承知をいたしております。

公営住宅につきましては、住宅に困窮する低所得者に対しても低廉な家賃で供給されるものであり、原則として公募により入居することになります。

国土交通省といたしましては、子ども・被災者支援法の趣旨を踏まえ、自主避難者等の置かれている状況に鑑み、その居住の安定の確保を図る点から、平成二十六年六月に優先入居措置を通知しているところでございます。

具体的には、自主避難者等の住宅に困窮する実情・地域の住宅事情、ストック状況等受け入れ側の実情、両面を総合的に勘案しまして、優先入居の取り扱いを行うことが可能である旨、また、収入要件・住宅困難要件等について弾力的な運用が可能である旨を通知いたしております。

東京都におきましては、この通知に基づきまして、自主避難者がもともと住んでおられました福

この質問に対しましては、いろいろときのうも省内で議論をいたしまして、とにかく、今先生おっしゃるように、一人世帯あるいは高齢者世帯、小さな子供のいる世帯につきましては、こういったことが条件になつてますけれども、その条件を満たさない方にとって、五倍の優先倍率によりまして優先入居の募集ができるように、可能にできるように、今そういう施策を講じているところでございます。

○菅(直)委員 いや、本当に、これはお互いが受けとめなきやいけない問題ですので、今の末松副大臣の答弁、私も、しっかりと受けとめていただきたいと思います。

○末松副大臣 お答えさせていただきます。

御指摘の福島県からの自主避難者等は、本年九月三十日現在、東電の債務超過のリスクについて言及したと。その後、記者会見などでもお出しをいたしております。御苦労さまです。

まずは、廣瀬社長がたしか十月五日の第一回の東電委員会に出席をして、東電の債務超過のリスクについて言及したと。その後、記者会見などでも報道されております。

私は、この問題は三月末には本当に大変なことになると思いますが、もう一回お答えください。

○末松副大臣 菅先生のおっしゃる趣旨もよくわかりますし、私も、阪神・淡路大震災のときには、内閣の責任であります。つまり、全てを福島の責任に押しつけているのは間違つているんじゃないですか。もう一回答えてください。

○三木大臣政務官 財務省といたしましては、あくまで法律に基づいて公営住宅を応急仮設住宅として提供させていただいているのと同時に、大震災のときには、内閣の責任であります。つまり、全てを福島の責任に押しつけているのは間違つているんじゃないですか。もう一回答えてください。

私は、今までのしゃくし定規なルールで何とか法ではこうなつてますからとと言うだけでは、それを、今までのしゃくし定規なルールで何とか法ではこうなつてますからと申します。

私は、この問題は三月末には本当に大変なことになると思いますが、もう一回お答えください。

私は、この社長の見方というのは、ある意味理解できると同時に、大変重要な問題を提起してい

ると思うんです。ですから、そのことについて、残念ながら東電委員会は、せんだっての委員会でも私は言いましたが、この委員会が非公開というのは本当に私はおかしいと思っていますが、少なくとも非公開の席での発言でしたので、まず御本人から、この国会の場で、どういうことを考えられてそういう発言をされたのか、また、これからこの東電のあり方について、この問題と関連してどういうふうなことを希望されているのか、お答えください。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

私は、先生御指摘のとおり、十月五日の東京電力問題、通称東電委員会で発言をいたしました。その際に、私ども、事故を起こした事業者として、廃炉を、これは時間がかかる廃炉でございますけれども、なるべく国民の皆さんに御迷惑をかけないようにしつかり最後まで完遂していく、そういう覚悟で今後も取り組んでいくというふうに申し上げました。

私もとして、廃炉の費用につきましては、現在、合理的に見積もった概算額というのを計上しておりますので、債務超過のリスクはないというふうに思っておりますが、とはいしましても、これは合理的に見積もった概算額でございますので、今後の状況によつては上振れも下振れもする可能性のあるものでございます。万が一上振れをした場合は、私ども、しつかり覚悟を持つて最後までやるといいましても、東京電力自身が倒れてしまうというリスクがございますので、そうしたことなどを踏まえて、そうしたことにならないように制度的な措置をお願いするということを申し上げました。

今後とも、こうした制度をいただいた上で、しっかりと最後まで東京電力として廃炉を完遂してまいりたいというふうな、そういう覚悟で取り組んでまいりたいと思っております。

○菅(直)委員 これは第二回の会でしようが、シリオガ四つ示されていますよね、東電委員会で。その第三には、法的整理といふことも入つて

います。第四に、国民負担となならない形で廃炉に

係る資金を東電に確保させる制度を国が用意する、こういうふうにあります。今、多分社長はこのことを言われたんだと思います。

しかし、東電の一般的な意味での債務、会計処理上じゃありませんよ、もっと言えば東電の負担になると一般的に言われているのは、一Fの廃炉

処理、つまり解体処理だけじゃありません。損害賠償、賠償もそれから除染も、基本的には東電が一義的な責任とされています。それらを含めて考

えると、今、交付国債を出して、会計処理上、赤字の会計処理をしていないからということを超えて、私は今の経営形態のままやつていただけるとしても思えないんです。

そういう意味で、この一F以外の問題を含めて、どういう見通しを持っておられるか、社長にお聞きしたいと思います。

○廣瀬参考人 私は東電委員会にオブザーバーとして参加をさせていただいておりまして、その際

に配られた資料につきましては言及する立場にございませんけれども、法的整理ということになりまると、今後、賠償や除染さらに廃炉という作業

を一体誰が担つていくのかという問題があるので

覚悟では済まないのがもう五年半たつてわかつたから、逆に言うと、この東電委員会ができ、あるいは一方では貫徹何とか委員会ができる、よくも悪くも経産省が踏み込み始めたわけです。

改めてお聞きします。

これはやはり、当事者である廣瀬社長も、覚悟だけ言ってだめだから債務超過のことを触れられただんでしょう。しかし、その債務超過のことは、

会計処理上は今のところ、一Fの事故が起きた原

発の費用だけのことをこのシナリオ四でも言わ

ますと、今後、賠償や除染さらに廃炉といふ費用を

かぶらなきやいけないものはそれをはるかに超え

ていることは明らかです。

例えば株の値上がり益を充てることになつてい

ることだと思いますが御存じのとおり、廃炉は

三十年、四十年かかるてやる作業でございますの

と、この間から説明を聞きながら、こんな複雑になつてゐるのかということを少し改めて知りました。たしか、私の理解が間違つていなければ、東電ホールディングス、持ち株会社が直接対応しているのが原発事業とそれから一Fの廃炉。一Fの廃炉ですね、一般廃炉じゃないですね。そして、あとは三社に分社化した、つまり、原発を除く発電事業会社と送配電会社とそれから小売会社。そして、それが全部負担を抱えているんですよ。

覚悟では済まないのがもう五年半たつてわかつたから、逆に言うと、この東電委員会ができ、あるいは一方では貫徹何とか委員会ができる、よくも悪くも経産省が踏み込み始めたわけです。

これはやはり、当事者である廣瀬社長も、覚悟だけ言ってだめだから債務超過のことを触れられただんでしょう。しかし、その債務超過のことは、

会計処理上は今のところ、一Fの事故が起きた原

発の費用だけのことをこのシナリオ四でも言わ

ますと、今後、賠償や除染さらに廃炉といふ費用を

かぶらなきやいけないものはそれをはるかに超え

ていることは明らかです。

例えば株の値上がり益を充てることになつてい

ることだと思いますが御存じのとおり、廃炉は

三十年、四十年かかるてやる作業でございますの

と、この間から説明を聞きながら、こんな複雑になつてゐるのかということを少し改めて知りました。たしか、私の理解が間違つていなければ、東電ホールディングス、持ち株会社が直接対応しているのが原発事業とそれから一Fの廃炉。一Fの

ています。私は、一Fも、先ほども幾つか議論がありましたけれども、とても數十年ではい

かないだろうと思つておりますから。

もう一度聞きます。そういう長期的な展望を含めて、当事者である東電として、何かこういう覚悟だけでやれると思っているんですか。もっとと本質的な改革が必要だ、場合によつたら解体的改革が必要だと私は思いますが、いかがですか。

○廣瀬参考人 まさにそした問題を今東電委員会で御議論いただいているところでございます。

もちろん覚悟だけで巨額の費用を賄つていただけることではございませんけれども、それを毎年毎年、私どものコストダウンや収支の改善で賄つていこうというのが私どもの今のシナリオでございます。それについて、その実現性や額の多寡、可能性について、今その委員会の方で議論していただいているというふうに認識しております。

○廣瀬参考人 時間もそろそろですので最後にしますが、私は、責任をとつて破綻処理をしろといふことではございませんけれども、それは毎年、私どものコストダウンや収支の改善で賄つていこうというのが私どもの今のシナリオでございます。それについて、その実現性や額の多寡、可能性について、今その委員会の方で議論していただいているというふうに認識しております。

○菅(直)委員 時間もそろそろですので最後にしますが、私は、責任をとつて破綻処理をしろといふことではございませんけれども、それは毎年、私どものコストダウンや収支の改善で賄つていこうというのが私どもの今のシナリオでございます。それについて、その実現性や額の多寡、可能性について、今その委員会の方で議論していただいているというふうに認識しております。

る、そういう大きな絵柄が必要ではないか。
最後に、せつかくおられますから、経産副大臣に見解を聞いて質問を終わりたいと思います。

○高木副大臣 一つ、今、菅委員のお話は、考え方だと思います。

そういった中で、まさに五年九ヶ月が過ぎて、廃炉そして汚染水問題、さらには除染、賠償、中間貯蔵の問題、これらの現実をしっかりと認識しながら、費用がふえているのは確かでございますので、その点については、今、東電委員会でしっかりと議論を進めさせていただいております。

一方で、非連続の改革ということも含めまして東電委員会では議論もされておりますし、やはり、最終的には、東京電力が事故を起こした責任というものは全うしなければいけないと思いました。

単純ではないというふうに委員もおっしゃいましたけれども、いわゆるバッドという形でもしかけた場合に、では、これを国が引き受けついのをどうか。やはり、東京電力の責任というものはどこまでも負つていかなければいけない問題であると私どもは認識しておりますし、そういう中で今の東電委員会の議論というのは進められていると思います。

そういったところで、先ほどからも議論がありましたが、本日、その委員会が行われましたし、今後、そういう案が提示をされた場合は、また議論を深めながら、国民の御理解をしつかりと得てまいりたいと思います。

○菅(直)委員 では、質問を終わります。

○三原委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

私は、福井県の美浜原発三号機についてお聞きをしたいと思います。私は北陸信越ブロックから選んでいたのでありますので、福井県は地元の一つといふことになるわけです。

三・一の福島第一原発事故を受けて、四十年を超える古い原発は原則として閉じようといういわゆる四十年ルールというのが決められました。

一回だけ延長が二十年間認められるわけですが、極めて例外とか、委員長自身も例外中の例外とおっしゃつておられた話であります。

しかし、ことしの六月に、四十年を超えるといふので、その点については、今、東電委員会でしっかりと議論を進めさせていただいております。

東電委員会では議論もされておりますし、やはり、最終的には、東京電力が事故を起こした責任というものは全うしなければいけないと思いました。

美浜三号機というのは、一九七六年十二月一日に運転が始まっています、ことしの十一月末で四十一年。いろいろ事故も起つてまいりました。ちなみに、美浜というのは、関電が最初に原発を建てたいわば発祥の地というところでもあるわけで、美浜と高浜の一つ、二号機、それぞれ老朽原発でありますが、蒸気発生器の伝熱管という、先ほどお話を出しました蒸気発生器、この伝熱管はそれほどどういった規格基準で審査が行われたのか、お答えください。事務方で結構です。

○櫻田政府参考人 お答えいたします。

高浜発電所と美浜発電所の蒸気発生器の設計に用いられた規格基準について、そういうお尋ねと理解しました。

まず高浜発電所でございますが、高浜発電所については、発電用原子力設備規格という名称の中の設計・建設規格二〇〇五年版、これは日本機械学会が定めたものを用いているわけであります。

一方、美浜発電所、これは三号機でございますけれども、こちらでは、通称J-EAGと称してございますが、原子力発電所耐震設計技術指針の中の四六〇一という規格が用いられているといふことがあります。

まず、大前提として、審査の際の基本方針といいますか、規制委員会がどういう立場で臨んでいますかと、その一端を御紹介したいんですが、これまでお配付資料をお配りさせていただいております。配

付資料の一枚目が耐震設計に係る工認審査ガイドというものであります。これは、審査に当たつて規制委員会が、ガイドと書いてありますけれども、規制に近いような形で留意するものだというものであります。

ここで、なお書きのところに赤線を引っ張つておりますが、こう書いてあります。「耐震設計に開わる新たな規格及び基準等、並びに新たな知見に常に注視し、審査においてそれを必要に応じて速やかに考慮することとする。」とあるわけあります。これはまさに、規制委員会の発足とともに、二〇一三年六月に運用が始まりたと認識をしております。

これを大前提にしながらなんですが、規制委員会にお聞きしたいんですけども、では実際、美浜三号機と高浜の一、二号機、それぞれ老朽原発であります。蒸気発生器の伝熱管はそれほどどういった規格基準で審査が行われたのか、お答えください。事務方で結構です。

○田中政府特別補佐人 耐震設計に係る工認の審査ガイドというのがあります。これは今先生が御指摘のように、古い方も新しい方も両方使っていい、どちらでもいいということになつています。それで、それを事業者は使い分けたというふうに思います。

新しい方と古い方とで何が違うかと私も少し調べてみましたら、ほとんど式の形は同じ、一見評価式の形は同じなんですが、一つの係数がありますが、少しコンサバティブというか、過大評価になるような式になつております。多分、科学技術、いろいろな経験を踏まえて、新しいのは、そういうふたところをもう少し合理的にできるといふことでガイドがつくられてきていくと思いまます。ですが、事業者は美浜については古い方を使つたといふように理解しております。

○藤野委員 今お答えいただいたんですが、美浜の方は四六〇一というお話をありましたが、一九八四年につくられた、これは「補」という、補足といふことがあります。

二号は、二〇〇五年版と言われる、先ほどお話をあ

りましたJ-SMEというものが使われているといふことです。およそ二十年の差があるものであります。

高浜の方が申請は先行しているんですね、先に申し込んでいます。それは二〇〇五年であります。

う二十年前のものが、規格が使われている。

規制委員長にお聞きしたいんですが、なぜ高浜申しこんだでいる。それは二〇〇五年であります。

ところが、次に行われた美浜では一九八四年とか。先ほど御紹介したこの審査ガイドでいえば、新たなる知見に常に注視し、審査において速やかに考慮しろと書いてあるんですが、このガイドの趣旨からすれば、美浜もこの二〇〇五年版を使うべきだったんじゃないですか。いかがですか。

○田中政府特別補佐人 耐震設計に係る工認の審査ガイドというのがあります。これは今先生が御指摘のように、古い方も新しい方も両方使っていい、どちらでもいいということになつています。それで、それを事業者は使い分けたといふうに思います。

新しい方と古い方とで何が違うかと私も少し調べてみましたら、ほとんど式の形は同じ、一見評価式の形は同じなんですが、一つの係数がありますが、少しコンサバティブというか、過大評価になるような式になつております。多分、科学技術、いろいろな経験を踏まえて、新しいのは、そういうふたところをもう少し合理的にできるといふことでガイドがつくられてきていくと思いまます。ですが、事業者は美浜については古い方を使つたといふように理解しております。

○藤野委員 要するに、規制としては、どっちを使つてもいいんだ、それを決めるのは事業者なんだ、こういう話なんですねけれども、規制委員会は事業者任せを全ての場面で貫いているとは私も思わないんですね。

例えば、やはり基準地震動というのが耐震基準については大変重要ななんですが、この基準地震動を決める際、震源の深さというのがこれまた大変大事になつてくるわけで、この震源の深さについ

では、規制委員会はかなり美浜についても注文をつけられたと認識をしております。

当初、関電側は震源の深さを四キロにしたいと言っていたのが、規制委員会の意見もあって三キロになつたという経過もあると聞いています。が、この経過について、当初と変わつたのではなくいかと思うんですが、どういう経過があつたんでしょうか。

○櫻田政府参考人 お答えいたします。

先生御質問の美浜三号の基準地震動の審査の経緯でござりますけれども、最も話が時間がかかりましたのは、地震を発生する地下の部分がどのくらいの深さからどのくらいの深さまでという、その範囲をどう設定するかというところでございました。

これは地震発生層と言つてござりますけれども、関西電力は当初、この地震発生層の上端が深さ四キロだ、要するに四キロより浅いところでは地震が発生しない、こういう申請をしてきているんですけれども、審査の過程におきまして、微小

ことありますとか、関西電力が示しました調査の精度が低いのではないかとすることを考慮する、もう少し浅いところでも発生しているということをみると、もう少し浅いところでも発生しているという

ことありますと、四キロという設定ではちょっと不十分ではないかというふうに認識していまして、やりとりがありまし

たけれども、最終的には、三キロに設定するという形でもう少し浅くした、そういう経緯がございました。

○藤野委員 そうした経過があつたと。

それによりまして、当初関電が主張していた基準地震動 S_{1g} も、七百五十ガルから九百九十三ガルに引き上げております。震源が上に来るわけで、それだけ揺れも大きくなるということなわけ

であります。

ですから、規制委員会は、そういう点では、事業者の言い分をうのみにするのではなくて、いや、科学的にこうじやないかといふこともやつてあります。

○櫻田政府参考人 お答えいたします。

この耐震設計の方では古いものを認めていた事業者任せといいますか、事業者が選んだものを認めている。私は、これは震源の深さと同じく、新しいものを、修正せよと言うことも可能だと思いますし、この美浜に先立つて行つた高浜

一、二号の審査では二〇〇五年のを使つて行つた高浜ですね。

○櫻田政府参考人 お答えいたします。

ですから、評価基準値という、いわば基準地震動に耐えられるかというその値を決めるマルクマールとしては、やはりその機器の用いられていくときの許容値というのが、先ほどから議論されているその規格の中に定められている、こういう

ことございます。

○藤野委員 そうしたことなんですね。

○櫻田政府参考人 お答えいたします。

基本的には先生が御指摘のとおりございまして、材料ごとに温度を、ある材料がこの温度であることを認めている。私は、これは震源の深さと同じですが、これは震源の深さと同じです。

○櫻田政府参考人 お答えいたします。

関西電力がどういう考え方でこの規格を使い分けをしたのかと、いうところまで聞いているわけではございませんので、定かなところは申し上げることはありませんが、いずれにいたしましても、私

ども、先ほど先生が御指摘されたガイドの中で、このどちらの規格を使つてもよいということを定めてございまして、これはなぜかというと、古い

規格であつても、それを使うことによって発電所の安全機能に影響が及ぶようなことにはならない

という実績もござりますということがありますので、あえて、これを使つてはいけないとということにはしていませんが、そういうことでござります。

○藤野委員 これは先ほど言つたように、事業者任せにやつていない部分があるわけですね。基準地震動についてはそういう指摘もし、七百五十九百九十三に上げた。せっかく上げたのに、そ

れに耐えられるかどうかと、いう本当に大事な評価基準については、事業者が二十年前の基準を急に使うことを認めている。別の電力会社じやないん

ですよ、同じ関電なんです。しかも、関電は、数ヵ月前というか同時に並行で、同じ材質、同じ使用

温度の高浜については一九八四年版じゃなくて二〇〇五年版でやつているわけです。急に美浜になつて一九八四年版を持ち出してきた。

この間に何があつたかといいますと、冒頭言いましたように、規制委員会自身が関電に震源の深さを修正させたこと、そして、関電の社長を呼んで、整理したらどうだ、全部審査をやるのは本當に大変だというような話をして美浜三号を諦めさせようとしたけれども、関電が固執した。こうい

う変化があるもとで、二〇〇五年版というそれまで使つていたものが一九八四年版になつていてる。

つまり、審査のハードルが高くなつた、厳しくなつた、震源が上がつたことによつて。そのまま二〇〇五年版を使つてしまふと通らないという事態になつてしまつたわけですね、規制委員会の御指摘によつて。そのもので、こういう変化が起きているんぢやないかという質問なんです。

ですから、規制委員長、今度は規制委員長にお聞きしたいんですが、みずからが指摘したことによつて、ハードルが高くなつた、それによつて関電が使うべき基準を変えてきた、それで規制委員会はそれを認めた。これは結局、みずからが決めた審査はこうやるべきだというガイドを規制委員会自身が守つていなかつて、なるんぢやないですか。委員長、いかがですか。

○田中政府特別補佐人 詳細なことをお答えするだけの能力はございませんけれども、ガイドの違ひによつて、その後にさまざま基準地震動によつて発生する先生の資料にあるような応力値とか評価基準値というものが変わつてくるという一連のものだと思うんです。だから、セットとして考えるものだといふうに理解しますが、少し詳しいことはちょっと部長の方からお答えして……

○藤野委員 詳しいことではなくて、そういう認識もなく、まさに事業者が使いたいと言つてきたからそれを認めたのか。震源については、そうせず、科学的にも検証してやつたにもかかわらず、肝心のところで関電の言うがままになつて、あるいはそれを認めていた。認識した上でやつて、いるということになれば、これは本当に重大だと思います。

最後になります。もう時間が来ましたので終りますけれども、配付資料の五枚目に国会事故調の報告書の指摘を紹介しております。ここには、「既設炉の設計の限界から対応が困難となるような基準は、たとえ安全確保に必要なものであつても、採用が見送られてきた」という指摘があります。これは福島以前の実態を指摘したものなんですが、これも、まさにこれは今にも当てはまる。(二〇)けけれども、まさにこれは今にも当てはまる。

○五年版の基準を使えば対応が困難になるから採用を見送つてきたということになるわけで、こういうことをやつていたら、先ほど国民の信頼に足る審査とおつしやいましたけれども、国民の信頼によるんぢやないかという質問なんです。

○三原委員長 次に、足立康史君。

きょうは、福島第一原発事故の当時の総理も横で聞いていただいていますので、從来から私が早くこれはしっかりと解決をしていった方がいいと思つて、東電の廣瀬社長も、きょうはお忙しいところあります。

皆様も御承知のとおり、ここ数日来、賠償にかかるがどうぞいます。

これは高木副大臣になるかわかりませんが、確認をさせていただきたいと思いますが、例えば福島原発の処理については、廃炉であつたり賠償であつたり、これまでの御担当ではないかもしませんが除染、そうしたことについて、費用の見通しが二十一兆、二十二兆にも上るというような報道がござります。

また、私どもは、日本維新の会としては、原発再稼働責任法案ということで、いわゆる有限責任、無限責任の議論、これも、電力会社は、これから原発を稼働していくに当たつて、今無限責任を負つてているという枠組みになつていますが、これが一体どうしていくのか。さらには、ドイツの憲法裁判所が、ドイツの脱原発の方針に当たつて、電力会社の財産権が侵害されているんぢやないかということで、電力会社の賠償に、しっかりと費用が必要になるということを改めて我々は知つたわけであります。

○足立委員 これはほかの委員の方からもいろいろ議論はあつたかもしれないが、しっかりと、この費用をどう負担していくのか、電力会社の電気料金なのか、税金なのか、一体何なんだ。東電の経営はどうなんだという議論、また別途あると思いますが、きょうは時間がないので、これまた別途の議論にしたいと思います。

そもそも、こういう、一旦事故が起こればこれを一体どうしていくのか。さらには、ドイツの憲法裁判所が、ドイツの脱原発の方針に当たつて、電力会社の財産権が侵害されているんぢやないかという点で、電力会社の賠償に、しっかりと費用が必要になるということを改めて我々は知つたわけであります。

○足立委員 日本維新の会は、もう既に法案を出して、これは根拠を聞かれるとなかなか難しいんですね。まだ一定の時間を要するということで、具体的な時期を申し上げられる状況にはないということございます。恐れ入ります。

○足立委員 日本維新の会は、もう既に法案を出して、これは根拠を聞かれるとなかなか難しいんですね。まだ一定の時間が必要なことがあります。ただ、これは有限責任で、五兆円のラインを引きました。五兆円のライン。しかし、こうして二十二兆とかいう数字が出てくると、またこれは議論があるかもしれません。

しかし、いざれにせよ、原発を稼働していながら、その原発が、いざ、万が一事故が起こつたときの賠償の枠組みが基本的には見直されていない

あつたんです。

だから、私は、菅元総理、せつかくいらっしゃるので、横に語りかけるとまた懲罰動議が出るかもしれません、二回目になるかもしませんが、改められませんが、せつかくの機会なので申し上げて御答弁いただきたいと思います。

○小澤政府参考人 お答えいたします。

先ほど阿部先生の御質問の際に高木副大臣からもお答えさせていただきましたが、けさ方開催された東京電力改革・一F問題委員会におきまして、復興加速化の観点から必要となる制度の整備あるいは資金の確保に資するよう、福島第一原発事故に係る賠償や除染、中間貯蔵施設事業の費用見込みについてお示しをしております。

具体的には、被災者、被災企業に対する賠償で約八兆円、除染、中間貯蔵施設事業で約六兆円といたしましては、現時点では、燃料デブリ取り出し工法、こういったものが決まっておりませんので、なかなか合理的な見積もりは困難でございます。

また、福島第一原発の廃炉に要する資金につきましては、現時点では、燃料デブリ取り出し工法、こういったものが決まっておりませんので、なかなか合理的な見積もりは困難でございます。

が、同委員会の中で、原賠機構が提出した資料において、有識者のヒアリングの結果をもとに同機構が機械的に算出した結果、約八兆円という数字が示されたものと、うように認識しております。

○足立委員 これはほかの委員の方からもいろいろ議論はあつたかもしれないが、しっかりと、この費用をどう負担していくのか、電力会社の電気料金なのか、税金なのか、一体何なんだ。東電の経営はどうなんだという議論、また別途あると思いますが、きょうは時間がないので、これまた別途の議論にしたいと思います。

そもそも、こういう、一旦事故が起こればこれを一体どうしていくのか。さらには、ドイツの憲法裁判所が、ドイツの脱原発の方針に当たつて、電力会社の財産権が侵害されているんぢやないかという点で、電力会社の賠償に、しっかりと費用が必要になるということを改めて我々は知つたわけであります。

○足立委員 民主党政権でした。事故の後、支援機構法という法律をつくりました。その法律の附則にしつかれて、賠償の問題は制度の抜本見直しをすると、実はもう当時から書いてあつたんですね。それも、一年、二年の間にするということが書いて

んです。民主党政権のときに、見直すと法律に書いてある。それも、一年から二年で見直すとしかし言つていたんですよ、民主党政権は、いまだにやつてない。民主党政権は、それこそ対案も出してない。対案以前に、政府が検討中だからそれは対案も出しよがなんですかね。まづ、政府が案を出す。

今、日本維新の会だけですよ。原子力政策について包括的な制度案を出しているのは日本維新的会だけ。憲法改正についても、どの条文を改正すべきか言つているのは日本維新の会だけ。もういいかげんにしてほしいんですけどね。まあ、そういうことを言つても仕方がないので。あと残りの時間、三点目。ドイツで、マルケル政権の脱原発政策をめぐって、ドイツが原発政策を変更したのは原発を保有している電力会社の財産権の侵害に当たるとして、連邦政府に対して電力会社が求めていた損害賠償について、今月六日にドイツの連邦憲法裁判所が、電力会社の勝訴という判決を下しました。

きょう、東電の廣瀬社長にお越しいただいています。東電も大変御労苦されています。まあ、事故を起こした当事者ですから、国民の皆様は御苦労さまとは言わないと想いますが。私は、日本維新の会が提案している原発再稼働責任法案をしっかりと成立させて、福井もそして新潟も再稼働させて、ちゃんと法案を仕上げてです、今のはだめですよ。今ままの再稼働は我々は反対。日本維新の会が提案している包括的な原発再稼働責任法案を仕上げていただきで、再稼働して、その費用をしっかりと充てていくべきだと思いますよ。

ただきょう廣瀬社長に伺いたいのは、政策変更で、あるいは、鹿児島の知事もいろいろおしゃっていますが、東電ですから、新潟の選挙で、知事が、権限もないのにもかかわらず、いろいろ東電の原発の再稼働をとめています。これは賠償を請求すべきじゃないですか。司法に。

○廣瀬参考人

お答え申し上げます。

冒頭先生からお示しのありましたドイツの裁判所の判決については、私ども報道で承知しておりますが、ちょっとまだ細かく判決文等々を読み切れていないとこもありまして、ちょっとべきか言つてるのは日本維新の会だけ。もういいかげんにしてほしいんですけどね。まあ、そういうふうに考えております。

一方で、地元の県なりと電力会社との関係は、それぞれ協定というのを結んでおりまして、その協定に基づいて御理解をいただいて、発電所の運営をしていくことだと認識しておりますので、その協定のもとでしっかりと御理解を得てやつていただきたいというふうに思つております。

○足立委員 私は、少なくとも日本政府は、内閣は、エネルギー基本計画で、規制委員会の安全規制にも言及した上で、安全だと確認できたものについては再稼働するが、そうでないものについては逆に言うと動かさないということです。大きな政策が少なくとも十年前と二十年前と日本の原子力政策は変わっています。

もう一度廣瀬社長に伺いたいのは、東電の今保有している原発を再稼働するのかしないのかといふのは、民間企業としての東電の責任においてやつているんですか、あるいは政策変更によってとまっているんですか。どっちですか。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

私どもは福島の事故を起こした事業者でございまます。その事故によつて新しい規制基準が見直され、今、その基準に適合しているかどうかという審査を規制庁、規制委員会の方にお願いしているという立場でございますので、しっかりととした審査をしていただいて、その上で、安全を確保して再稼働を進めていきたいというふうに思つております。

○足立委員 新潟県とは安全協定を結んでいる。すると、今、柏崎刈羽原発をとめているのは、一〇〇%東電の経営判断だと。いいですね、それ

○足立委員 今まで稼働されていないのは、一〇〇%東電の責任ということでいいですね。

○廣瀬参考人 そういう意味では、まだ審査の終了をいただいておりませんので、その段階では、

私たちも、今、一生懸命審査をお願いしているということをございますので、東電の責任といえば東電の責任でございます。

○足立委員 要すれば、これは三者しかいなんじゃないですか。政府か新潟県か東電か。政府はこれの責任を負っていると思いますか。政府はどうですか。

○高木副大臣 今の御質問をずっと聞いておりまして、基本的に電力事業者が再稼働をしようとして、規制委員会の安全規制とともに申請をして、それで申請をするわけです。その申請をして、法律に基づいて規制委員会が安全審査をして、そして、それがオーケーをいたければ動かす、こういう流れであると認識をしております。

○足立委員 結局、今の政府は、この三者の関係、今、不規則発言、大事な発言ですよ。先生、ありがとうございます。これは、政府は規制委員長に丸投げしているんですね。だから、エネルギー基本計画に規制委員会の安全と書いてあるんです。では、規制委員会が責任を負つているのか、経産省、経産大臣か、あるいは東電か。

これはぜひ、皆さん、憲法裁判所をつくりました。憲法裁判所をつくつて、しっかりとこうした判断ができる当たり前の国をつくつていくよう決意を申し上げて、質問を終わります。ありがとうございます。

○三原委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四分散会

3

平成二十八年十二月二十日印刷

平成二十八年十二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C